

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

**第九条の三** 市町村は、第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

・  
・  
・

設置の技術基準

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が**第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準**に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした市町村に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。

・

維持管理の技術基準

5 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、**第八条の三第一項に規定する技術上の基準**及び当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した**維持管理に関する計画**（当該計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

維持管理に関する計画